

資料⑥ PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）令和6年11月 環境省 より抜粋

5. 健康影響等に関する情報発信

(2) 地域住民の健康状態の把握

PFOS 及び PFOA による健康不安の声が上がっている地域においては、地域保健を担当する各地方公共団体が、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計等を用いるなどして、健康指標の経年的な推移により、PFOS 及び PFOA との関連が指摘されているコレステロール値、がんの罹患状況、低体重児の届出情報などを確認することや、他地域との比較により、地域の健康指標に大きな差異がないかなど、当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信を行うことが望ましい。

具体的には、コレステロール値の上昇に関する既存統計等としては、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査の情報、がんに関する既存統計等としては、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号）に基づくがんの罹患情報、また、出生時の体重減少に関する既存統計等としては、「母子保健法」（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく低体重児の届出情報等が想定される（既存統計等の具体的な活用方法は参考 5 を参照）。

<参考：住民の健康調査について>

地方公共団体が直ちにに取り組める対応として、既存統計の活用による地域診断の実施に取り組むとともに、既存の健康診査の定期受診を推進することが考えられる。

現時点での知見ではどの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるか明らかとなっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難であるとされている。なお、PFOS 又は PFOA による健康影響を明らかにするために、疫学研究を行う上で血液検査を行うことも考えられるが、その際には、研究者の適切な関与のもと「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、血液検査を含む疫学研究を科学的に評価可能な方法で実施する必要がある。また、血液検査を受けた人の精神的な面を含めたフォローを含むカウンセリング等の支援体制があることが望ましい。

<参考：健康影響に関する調査・研究について>

現在、環境省としては、国内外の知見の収集を推進するとともに、PFOS、PFOA についての研究や、人を対象とした調査や研究を推進している。

・有機フッ素化合物（PFAS）に関する環境省ホームページ

PFAS に関する総合研究、環境研究総合推進費、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）や、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査に関する情報を掲載。

<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>

6. その他

PFOS 及び PFOA については、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、直ちに環境基準とされるのではなく、引き続き知見の集積に努めるべき項目として要監視項目へ位置づけられている。要監視項目への位置づけは、国内の水環境中の存在状況に関する知見の集積を図ることも目的としていることから、特に排出源となり得る施設が立地している地域においては、PFOS 及び PFOA について、公共用水域又は地下水の水質測定計画へ位置付け、調査の充実を図るなど、適切な対応を検討することが重要である。

なお、これらの調査で得られた結果については、適切なばく露防止の取組等が行われるよう、関係部局間で情報共有を行うことが重要である。

ジャーナリスト諸永裕司氏によると、PFAS汚染源は大半は明らかになっており、次の三つ

1. 基地
2. 汚染工場
3. 産廃処分場

資料⑦ 米国学術機関「米国アカデミー」に示された血液検査の『メリット』

- ① ばく露量は下がっていくと知ることができる。
- ② 地域（自治体）が汚染に対応する後押しになる。
- ③ ばく露量を知らないことによるストレス（不安）から解放される。
- ④ PFASばく露による潜在的な健康リスクへの予防的措置がとれる。
- ⑤ ばく露低減対策の有効性を確かめることができる。